

薬生食監発 0827 第 2 号
令和 3 年 8 月 27 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

家主居住型民泊施設における飲食店営業の許可に係る施設基準の取扱いについて

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に規定される住宅宿泊事業の用に供されている住宅（以下「民泊施設」という。）において、食品を調理、又は設備を設けて客の飲食に供する場合には、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、飲食店営業の許可を取得する必要がある、通常、飲食店営業の許可を取得する場合には、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所と営業施設は区画されている必要があります。

一方、本年 4 月 12 日に開催された規制改革推進会議第 13 回投資等ワーキング・グループにて、住宅宿泊事業が民泊施設のうち住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）第 2 条第 1 号に規定される家屋（以下「家主居住型民泊施設」という。）において行われる場合には、施設基準を緩和し、家主が家庭用台所で食品を調理し、宿泊者に対して提供することも可能とするよう規制緩和を求める提案がなされました。

つきましては、住宅宿泊事業を行う家主居住型民泊施設における施設基準等の取扱いについては、下記のとおりとしますので、特段の御配慮方よろしく申し上げます。

記

- 1 現に人の生活の本拠として使用されている家屋において行われることを前提としている事業であり、特有の事情があることに鑑み、家主居住型民泊施設を営業場所として、宿泊客に対してのみ食品を提供することを目的に営業許可申請がなされた場合、適切な衛生管理の下、家庭用台所と営業で用いる調理場所の併用等を可能として差し支えないこと。その際、手洗い、便所、更衣場所、床面及び内壁の材質の取扱い等についても併せて配慮願いたいこと。

- 2 各都道府県等においては、上記を踏まえ、関係部局間で十分に協議を行い、必要に応じ、条例改正の検討や施設基準を斟酌する等の弾力的運用を行う等、適切に対応すること。なお、その際、家主居住型民泊施設である旨の確認、照会方法についても予め整理しておくことが望ましい。
- 3 家庭用台所と営業で用いる調理場所の併用等を可能とした場合であっても、食品の安全性の確保の観点から、一般衛生管理や HACCP に沿った衛生管理に係る規定は遵守する必要があること。

(参考)

- 規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_index.html